

○ 日本農林規格等に関する法律、同法施行令及び同法施行規則

<p>○ 日本農林規格等に関する法律 (昭和二十五年法律第七十五号)</p>	<p>○ 日本農林規格等に関する法律施行令 (昭和二十六年政令第二百九十一号)</p>	<p>○ 日本農林規格等に関する法律施行規則 (令和四年財務省・農林水産省令第三号) ○ 農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則 (昭和二十五年農林省令第六十二号)</p>
<p>目次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 日本農林規格の制定(第三条―第九条) 第三章 日本農林規格による格付等 第一節 格付(第十条―第十二条の二) 第二節 適合の表示(第十三条) 第三節 登録認証機関(第十四条―第二十九条) 第四節 外国における格付(第三十条―第三十二条) 第五節 外国における適合の表示(第三十三条) 第六節 登録外国認証機関(第三十四条―第三十六条) 第七節 格付の表示等の保護(第三十七条―第四十一条の二) 第四章 日本農林規格による試験等 第一節 試験等(第四十二条―第五十二条) 第二節 外国における試験等(第五十三条―第五十六条) 第三節 登録標章の保護(第五十七条・第五十八条) 第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化(第五十九条―第六十四条) 第六章 雑則(第六十五条―第七十七条) 第七章 罰則(第七十八条―第八十五条) 附則 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する国内外における取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会を拡大</p>		

を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農林物資」とは、次に掲げる物資をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。

- 一 飲食料品及び油脂
- 二 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（前号に掲げるものを除く。）であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「規格」とは、次に掲げる事項（酒類にあつては、第一号ロに掲げる事項）についての基準及び当該事項に関する表示（名称及び原産地の表示を含む。以下同じ。）の基準をいい、「日本農林規格」とは、次条の規定により制定された規格をいう。

- 一 農林物資の次に掲げる事項
 - イ 品位、成分、性能その他の品質（その形状、寸法、量目又は荷造り、包装その他の条件を含む。以下同じ。）
 - ロ 生産行程（酒類にあつては、環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物として政令で定める要件を満たすもの又は環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によつて生産された畜産物として政令で定める要件を満たすものを専ら原料又は材料として製造し、又は加工したものに係るものに限る。）

(飲食料品及び油脂以外の農林物資)

第一条 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める物資は、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠、いぐさ製品、生糸、漆、竹材、木材（航空機用の合板を除く。）、木炭及び農産物、林産物、畜産物又は水産物を原料又は材料とする飼料とする。

(規格の対象となる酒類の原材料の要件)

第二条 法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物についての政令で定める要件は、当該農産物の生産に用いた種苗は種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（使用することがやむを得ないものとして主務大臣が定めるものを除く。以下この項及び次項第一号ロにおいて「化学農薬等」という。）を使用しないほ場（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）であることとする。

2 法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によつて生産された畜産物についての政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する畜産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）であることとする。

- ハ 流通行程
- 二 農林物資の生産、販売その他の取扱い又はこれを業とする者の経営管理（以下「農林物資の取扱い等」という。）の方法（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- 三 農林物資に関する試験、分析、測定、鑑定、検査又は検定（以下「試験等」という。）の方法
- 四 前三号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

- 一 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産されたものであること。
- イ 前項に規定する農産物
- ロ 当該植物の種苗又は植付けの二年前（多年生の植物にあつては、その採取又は当該家畜の放牧の開始の三年前）から当該植物の採取又は当該家畜の放牧の終了に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地（放牧その他の生産条件を考慮して化学農薬等を使用しない期間を短縮することに支障がないと認められる場合として主務大臣が定める場合においては、主務大臣が定める期間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地を含む。）において採取され、又は生育した植物（イに掲げるものを除き、主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- ハ 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- （1）イ又はロに掲げるもの
- （2）専ら（1）に掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- ニ 専らイからハまでに掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- 二 次に掲げる基準に従って飼養されている家畜又は当該基準に従って飼養され、及びと殺された家畜から生産されたものであること。
- イ 家畜の飼養、捕獲、輸送、と殺その他の取扱いについて、家畜を故意に傷つけないことその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従って行うこと。
- ロ 畜舎その他の家畜を飼養する場所について、家畜が飼料及び水を自由に摂取できること、家畜が自由に動ける空間及び機会を確保することその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従っていること。

（農林物資の品質等に準ずる事項）

第一条 日本農林規格等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、農林物資、農林物資

3 この法律において「登録認証機関」とは、第十六条第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいい、「登録外国認証機関」とは、第三十六条において準用する同項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。

4 この法律において「同等性の承認」とは、外国の政府機関が、農林物資の種類ごとに、当該農林物資に係る日本農林規格による格付の制度と当該外国の格付の制度とが同等の水準にあること及び当該日本農林規格による格付が行われた農林物資について事業者が当該外国の格付の制度により格付をしたことを示す表示を付することを認めることをいう。

第二章 日本農林規格の制定

(日本農林規格の制定)

第三条 主務大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは前条第二項第四号に掲げる事項の区分を指定して、これらについての規格を制定する。

2 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付すことがないように制定しなければならない。

3 主務大臣は、飲食品(酒類を除く。)又は第五十九条第一項の政令で指定する農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めなければならない。ただし、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第六項に規定する食品表示基準において定められた事項及び第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項について品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

4 主務大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとするときは、あらかじめ審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「審議会」という。)の議決を経なければならない。

の取扱い等(同項第二号に規定する農林物資の取扱い等をいう。以下同じ。)又は試験等(同項第三号に規定する試験等をいう。以下同じ。)に関する用語とする。

(手続の進捗状況に関する情報の公表)

第二条 主務大臣は、法第三条(法第五条において準用する場合を含む。)の規定による規格の制定並びに日本農林規格の確認、改正及び廃止(以下「確認等」と総称する。)に関する手続の進捗状況に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(審議会等で政令で定めるもの)

第三条 法第三条第四項の審議会等で政令で定めるものは、日本農林規格調査会とする。

(日本農林規格調査会への諮問)

第三条 主務大臣は、日本農林規格の案について、広く一般の意見を求める手続を行った上で、日本農林規格調査会の審議に付すものとする。

2 主務大臣は、日本農林規格の案について日本農林規格調査会の審議に付すときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 当該日本農林規格の案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び

第四条 都道府県又は利害関係人は、主務省令で定めるところにより、原案を添えて、日本農林規格を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出を受けたときは、速やかに、その申出について検討を加え、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を作成し、これを審議会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出人に通知しなければならぬ。

3 主務大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(日本農林規格の確認、改正及び廃止)
 第五条 前二条の規定は、日本農林規格の確認、改正又は廃止について準用する。

将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果
 二 前項の規定による広く一般の意見を求める手続の結果

(日本農林規格の制定又は確認等の申出)
 第四条 法第四条第一項の規定による申出を行おうとする者は、同項の原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別をすることがないよう当該原案を作成しなければならない。

第五条 法第四条第一項（法第五条において準用する場合を含む。）の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもってしなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規格を原案とみなす。

一 申出人の氏名又は名称及び住所並びに申出人の従事している事業の種類とその内容

二 制定又は確認等しようとする日本農林規格に係る農林物資の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分及び制定、確認、改正又は廃止の別

三 制定、確認、改正又は廃止の理由

四 当該申出に係る原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果の概要

五 制定又は改正の申出のときは、当該申出に係る原案に実質的に利害関係を有する者の意見の概要

第六条 主務大臣は、第三条（前条において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに審議会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

（公示）

第七条 日本農林規格の制定、改正又は廃止は、その施行期日を定め、その期日の少なくとも三十日前に公示してしなければならない。

2 日本農林規格の確認は、これを公示してしなければならない。

（日本農林規格の呼称の禁止）

第八条 何人も、日本農林規格でない規格について日本農林規格又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（公聴会）

第九条 主務大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格について、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴くことができる。

2 日本農林規格に実質的な利害関係を有する者は、日本農林規格が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付するものでないかどうかについて、主務大臣に公聴会の開催を請求することができる。

3 主務大臣は、前項の請求があったときは、公聴会を開かなければならない。

4 主務大臣は、公聴会において明らかにされた事実を検討し、日本農林規格の改正を必要と認めるときは、その改正について

（日本農林規格の制定等の公示）

第六条 法第七条第一項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一 農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分

二 当該日本農林規格の番号

三 制定、改正又は廃止の別

四 施行期日

2 法第七条第二項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一 農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分

二 当該日本農林規格の番号

3 主務大臣は、法第七条第一項又は第二項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

5 審議会の審議に付きなければならぬ。
前各項に定めるもののほか、公聴会について必要な事項は、主務省令で定める。

(公聴会)

第七条 法第九条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 請求事項
- 三 請求の理由
- 四 意見

第八条 主務大臣は、公聴会を開催しようとするときは、少なくともその十日前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聞くとする事項を公示しなければならない。

第九条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で当該事項に対する賛否及びその理由を主務大臣に申し出なければならない。

第十条 公聴会においてその意見を聞くようとする利害関係人（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから、主務大臣が定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者のうちに、当該事項に対する賛成者及び反対者があるときは、その両方から公述人を選ばなければならない。

第十一条 公聴会は、主務大臣又はその指名する財務省若しくは農林水産省の職員が、議長として主宰する。

第十二条 公聴会には、議長が必要と認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人を出席させて意見を述べさせることができる。

第十三条 公述人の発言は、当該事項の範囲を超えてはならない。
2 議長は、公述人の発言が当該事項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第十四条 第十二条の規定により出席した参考人は、公述人に対して質疑を行うことができる。

2 公述人は、前項の参考人に対して質疑を行うことができない。

第十五条 公述人は、議長の承認を得たときは、文書で意見を提示

第三章 日本農林規格による格付等

第一節 格付

(格付)

第十条 国内において農林物資の生産、販売その他の取扱いを業とする者（以下「取扱業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、ほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その取り扱う当該認証に係る農林物資について日本農林規格（第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。）第三十条第一項において同じ。）による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に日本農林規格による格付をしたことを示す主務省令で定める方式による特別な表示（以下「格付の表示」という。）を付することができる。

2

国内において農林物資を生産することを業とする者その他の国内において農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるもの（以下「生産行程管理者」という。）は、主務省令で定めるところにより、ほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規格（第二条第二項第一号ロに掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十条第二項において同じ。）による格付を行い、当該農林物資又

し、又は代理人に意見を述べさせることができる。

(取扱業者の認証の申請)

第十六条 法第十条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項（第四十八条第二項の主務大臣が定めるところにより行う認証の申請にあつては、第四号を除く。）を記載した書類を登録認証機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 格付を行うとする農林物資の種類
- 三 当該農林物資の生産、販売その他の取扱いを行うほ場、工場又は事業所の名称及び所在地
- 四 法第十条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
- 五 その他参考となるべき事項

(格付の表示)

第十七条 法第十条第一項の主務省令で定める方式は、次のとおりとする。

- 一 表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は主務大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。
- イ 日本農林規格を意味する事項
- ロ 認証を行った登録認証機関の名称
- ハ 格付に係る日本農林規格の内容
- ニ 登録認証機関又は登録外国認証機関が認証ごとに付す番号（以下「認証番号」という。）
- 二 表示の方法は、主務大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。

(生産行程管理者)

第十八条 法第十条第二項の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 当該農林物資の取扱業者（法第十条第一項に規定する取扱業者をいう。以下同じ。）であつて当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの
- 二 当該農林物資の取扱業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの

はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

3 国内において農林物資を販売することを業とする者その他の国内において農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるもの（以下「流通行程管理者」という。）は、主務省令で定めるところにより、農林物資の流通行程及び種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その流通行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規格（第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十条第三項において同じ。）による格付を行い、当該農林物資又はその包装容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

4 前三項の格付は、次の各号に掲げる基準について、それぞれ当該各号に定める検査により行うものとする。

一 第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準 主務省令で定めるところにより行う当該農林物資についての検査

（生産行程管理者の認証の申請）
第十九条 法第十条第二項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 格付を行うおととする農林物資の種類（酒類について格付を行うおととする場合にあつては、その旨を含む。）
- 三 当該農林物資の生産を行うほ場、工場又は事業所の名称及び所在地
- 四 法第十条第二項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
- 五 その他参考となるべき事項

（流通行程管理者）

第二十条 法第十条第三項の農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 当該農林物資の取扱業者であつて当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの
- 二 当該農林物資の取扱業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの

（流通行程管理者の認証の申請）

第二十一条 法第十条第三項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 格付を行うおととする農林物資の種類
- 三 当該農林物資の流通行程
- 四 当該流通行程における取扱業者の氏名又は名称及び住所
- 五 法第十条第三項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
- 六 その他参考となるべき事項

（農林物資についての検査の方法）

第二十二条 法第十条第四項第一号の農林物資についての検査は、次に掲げるおとによるものとする。

- 一 主務大臣の定めるところに従い、各個に又は抽出して行うこと。
- 二 抽出して行う検査の場合における抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるところによること。

（農林物資の生産行程についての検査の方法）

二 第二条第二項第一号ロに掲げる事項についての基準 主務省令で定めるところにより行う当該農林物資の生産行程についての検査

三 第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準 主務省令で定めるところにより行う当該農林物資の流通行程についての検査

5 第一項の認証を受けた取扱業者（以下「認証品質取扱業者」という。）、第二項の認証を受けた生産行程管理者（以下「認証生産行程管理者」という。）、又は第三項の認証を受けた流通行程管理者（以下「認証流通行程管理者」という。）は、その表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定による格付前に、当該認証に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付しておくことができる。

6 前項の規定により当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付された農林物資は、第一項から第三項までの規定による格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。

7 第五項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付した認証品質取扱業者、認証生産行程管理者又は認証流通行程管理者は、その表示が、当該農林物資に係る第一項から第三項までの規定による格付の結果と一致しないことが明らかとなったときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

8 認証流通行程管理者が他の認証流通行程管理者又は第三十条第四項に規定する認証外国流通行程管理者から格付の表示（第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準に係るものに限る。以下この項、第三十条第四項及び第四十一条第二項において同じ。）の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）の流通行程の管理又は把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、第五項の規定により当該認証流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、前二項の規定を適用する。

9 第一項から第三項までの認証の技術的基準は、主務省令で定める。

第二十三条 法第十条第四項第二号の農林物資の生産行程についての検査は、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるところに従い、当該農林物資の取扱業者が作成する生産についての記録及び工場、工場又は事業所についての実地の調査その他の調査の結果により行うものとする。

（農林物資の流通行程についての検査の方法）

第二十四条 法第十条第四項第三号の農林物資の流通行程についての検査は、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるところに従い、当該農林物資の取扱業者が作成する流通についての記録及び流通に係る施設についての実地の調査その他の調査の結果により行うものとする。

（格付を行う取扱業者等の認証の技術的基準）

第二十五条 法第十条第一項から第三項までの認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

一 認証に係る農林物資の生産、販売その他の取扱いの業務又は

(小分け業者による格付の表示)

第十一条 国内において農林物資を小分けすることを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、格付の表示の付してある当該認証に係る農林物資(その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。第十二条の二第一項及び第三十一条第一項において同じ。)について、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

2 前条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

(輸入業者による格付の表示)

第十二条 農林物資を輸入することを業とする者(以下「輸入業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、主務省令で定める事項が記載されている証明書又はその写しが添付されている当該認証に係る農林物資について、その輸入する当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

生産行程若しくは流通行程の管理若しくは把握の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項
二 格付の組織並びに格付の表示の貼付、格付に関する記録の作成及び保存その他の格付の実施方法

(小分け業者の認証の申請)

第二十六条 法第十一条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 格付の表示を付そうとする農林物資の種類(酒類について格付の表示を付そうとする場合にあつては、その旨を含む。)
三 当該農林物資の小分けを行う事業所の名称及び所在地
四 法第十一条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
五 その他参考となるべき事項

(小分け業者の認証の技術的基準)

第二十七条 法第十一条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。
一 小分けの業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項
二 格付の表示を付する組織並びに格付の表示の貼付、格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の格付の表示の実施方法

(輸入業者の認証の申請)

第二十八条 法第十二条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 格付の表示を付そうとする農林物資の種類(酒類について格付の表示を付そうとする場合にあつては、その旨を含む。)
三 当該農林物資の輸入を行う事業所の名称及び所在地
四 法第十二条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
五 その他参考となるべき事項

(証明書に記載すべき事項)

第二十九条 法第十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 証明書を発行したものの名称及び住所
二 証明書の発行年月日
三 証明に係る農林物資の種類及び量

2 前項の証明書は、外国（当該農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国として主務省令で定めるものに限る。）の政府機関その他これに準ずるものとして主務大臣が指定するものによって発行されたものに限る。

3 主務大臣は、前項の指定をしたときは、遅滞なく当該指定に係る外国の政府機関に準ずるものの名称その他の主務省令で定める事項を公示しなければならない。

4 第十条第九項の規定は、第一項の認証について準用する。

四 当該農林物資に係る取扱業者、生産行程管理者（法第十条第二項に規定する生産行程管理者をいう。以下同じ。）、流通行程管理者（同条第三項に規定する流通行程管理者をいう。以下同じ。）又は小分け業者（法第十一条第一項に規定する小分け業者をいう。以下同じ。）の認証に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所

五 当該農林物資について格付が行われたものである旨

（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）

第三十条 法第十二条第二項の主務省令で定める国は、次のとおりとする。

- 一 有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項に規定する農産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（専ら有機農産物又は有機畜産物（令第二条第二項に規定する畜産物をいう。以下同じ。）を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（令第十八条第三号に規定する主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものにあっては、カナダ
- 二 有機農産物及び有機加工食品（前号に規定するものうち、酒類を除く。）にあっては、アメリカ合衆国、アルゼンチン、英国、オーストラリア、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国
- 三 有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するものを除く。）にあっては、カナダ
- 四 有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するもの及び酒類を除く。）にあっては、アメリカ合衆国、オーストラリア及びスイス

（主務大臣の指定する外国の政府機関に準ずるものの公示）

第三十一条 法第十二条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
- 二 外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る農林物資の種類

（輸入業者の認証の技術的基準）

第三十二条 法第十二条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

- 一 輸入品の受入れ及び保管の業務に必要な組織並びに当該業務

(外国格付の表示)
 第十二条の二 農林物資の輸出をしようとする取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者は、主務省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、格付の表示の付してある当該認証に係る農林物資について、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に、同等性の承認のある外国の格付の制度により格付をしたことを示す表示であつて主務省令で定めるもの（以下「外国格付の表示」という。）を付することができる。

2 前項の認証を受けた取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者（以下「認証外国格付表示業者」という。）は、第十条第一項から第三項までの認証を受けて自ら格付の表示を付する場合であつて、当該格付の表示に係る外国格付の表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定により格付を行い、又は農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する前に、当該認証に係る農林物資又はその包

の管理運営に関する事項
 二 格付の表示を付する組織並びに格付の表示の貼付、格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の格付の表示の実施方法

(外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の申請)

第三十三条 法第十二条の二第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 外国格付の表示を付しようとする農林物資の種類（酒類について外国格付の表示を付そうとする場合にあっては、その旨を含む。）
- 三 当該農林物資に外国格付の表示を付しようとする事業所の名称及び所在地
- 四 法第十二条の二第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
- 五 その他参考となるべき事項

(外国格付の表示)

第三十四条 法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる国ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる農林物資について当該国の格付の制度により格付をしたことを示す表示とする。

国	農林物資
アメリカ合衆国	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（酒類を除く。）
カナダ	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品
欧州連合の加盟国	有機農産物及び有機加工食品のうち専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものの（酒類を除く。）

- 装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付しておくことができる。
- 3 前項の規定により当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示が付された農林物資は、第十条第一項から第三項までの規定により格付が行われ、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付された後でなければ、譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない。
- 4 第二項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付した認証外国格付表示業者は、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に第十条第一項から第三項までの規定による格付の表示が付されないことが明らかとなったときは、遅滞なく、その外国格付の表示を除去し、又は抹消しなければならない。
- 5 第十条第九項の規定は、第一項の認証について準用する。

第二節 適合の表示

第十三条 取扱業者は、主務省令で定めるところにより、農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その農林物資の取扱い等に関する広告その他の主務省令で定めるもの（以下「広告等」という。）に、その農林物資の取扱い等の方法が日本農林規格（第二条第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。）に適合することを示す主務省令で定める方式による特別な表示（以下「適合の表示」という。）を付することができる。

（外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準）

第三十五条 法第十二条の二第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

- 一 外国格付の表示を付そうとする農林物資の受入れ及び保管の業務に必要な組織並びに当該業務の管理運営に関する事項
- 二 外国格付の表示を付する組織並びに外国格付の表示の貼付、外国格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の外国格付の表示の実施方法

（適合の表示を付する取扱業者の認証の申請）

第三十六条 法第十三条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 認証を受けようとする農林物資の取扱い等の方法の区分
- 三 法第十三条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
- 四 その他参考となるべき事項

（農林物資の取扱い等に関する広告等）

第三十七条 法第十三条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 農林物資の取扱い等に関する広告
- 二 取扱業者に関する広告
- 三 前二号に掲げるものに準ずるものとして主務大臣が定めるものの

（適合の表示）

第三十八条 法第十三条第一項の主務省令で定める方式は、次のとおりとする。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第三節 登録認証機関

(登録認証機関の登録)

第十四条 登録認証機関の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者（国内にある事業所において第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、前条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証（以下この節、第六十五条第一項、第六十六条第一項及び第七十五条第一項ただし書において単に「認証」という。）を行おうとする者に限る。）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付して、主務大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録認証機関の登録手数料)

第四条 法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

- 一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十四万五千円（電子申請とする日本農林規格が含まれる区分 十一万八千七百円（電子申請による場合））
 - 二 前号に規定する区分以外の区分 十一万八千七百円（電子申請による場合）
- 2 法第十四条第一項の登録（以下この条及び第六条において「機関登録」という。）を受けようとする者が同時に法第四十二条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十三万五千四百円（電子申請による場合）

- 一 表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は主務大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに告示で定める。
- イ 日本農林規格を意味する事項
- ロ 認証を行った登録認証機関の名称
- ハ 適合に係る日本農林規格の内容
- 二 表示の方法は、主務大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに告示で定める。

（適合の表示を付する取扱業者の認証の技術的基準）

- 第三十九条 法第十三条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項（認証の有効期間を定めない農林物資の取扱い等の方法の区分にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）について、主務大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに定めるものとする。
- 一 農林物資の取扱い等の方法の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項
 - 二 適合の表示を付する組織並びに適合の表示の貼付、適合の表示に関する記録の作成及び保存その他の適合の表示の実施方法
 - 三 認証の有効期間

(登録認証機関の登録)

第四十条 法第十四条第一項の登録の申請は、別記様式第一号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、これを主務大臣に提出してしなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない
- 一 登記事項証明書（申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これに準ずるもの）
- 二 次の事項を記載した書類
 - イ 認証に関する業務を行う組織に関する事項
 - ロ イに掲げるもののほか認証に関する業務の実施方法に関する事項
- ハ 認証に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項
- 三 主要な株主の構成（当該株主が法第十六条第一項第二号に規定する被認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類
- 四 役員の名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類

（登録認証機関の登録の区分）

第四十一条 法第十四条第一項の主務省令で定める区分は、次のとおりとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、当該申請が第十六条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（欠格条項）

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることとなつた日から一年を経過しない者

二 第二十六条第一項から第三項まで又は第三十五条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から一年を経過しないものを含む。）

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

二 前号に規定する区分以外の区分 十万九千円（電子申請による場合にあつては、十万八千六百円）

3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 八万九千円（電子申請による場合にあつては、八万五千円）

二 前号に規定する区分以外の区分 五万四千六百円（電子申請による場合にあつては、五万四千二百円）

4 前三項に定める額の手数を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第十四条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万千円

二 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円

一 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（飲食料品に係るものに限る、当該日本農林規格に係る外国格付の表示を含む。）

二 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（木材又は竹材に係るもの限り、当該日本農林規格に係る外国格付の表示を含む。）

三 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（当該日本農林規格に係る外国格付の表示を含み、前二号に掲げるものを除く。）

四 法第二条第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（個人の能力に関する基準を内容とするものに限る。）

五 前各号に掲げる日本農林規格以外の日本農林規格（当該日本農林規格に係る外国格付の表示を含む。）

(登録の基準)

第十六条 主務大臣は、第十四条第一項の規定により登録を申請した者(第二号において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、主務省令で定める。

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に關する基準であつて農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに主務大臣が定めるものに適合するものであること。

二 登録申請者が、被認証事業者(当該登録申請者の申請に係る農林物資の取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、外国取扱業者(外国において農林物資の生産、販売その他の取扱いを業とする者をいう。以下同じ。)、外国生産行程管理者(外国において農林物資を生産することを業とする者その他の外国において農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。))、外国流通行程管理者(外国において農林物資を販売することを業とする者その他の外国において農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。))若しくは外国小分け業者(外国において農林物資を小分けすることを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。))をいう。以下同じ。))又は当該登録申請者の申請に係る農林物資の取扱い等の方法により農林物資を取り扱う取扱業者若しくは外国取扱業者をいう。以下同じ。))に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、被認証事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員に占める被認証事業者の役員又は職員(過去二年間に被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。))の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、被認証事業者の役員又は職員(過去二年間に被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。))であること。

2 登録は、次に掲げる事項を登録認証機関登録台帳に記載して行う。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(登録認証機関登録台帳への記載)

第四十二条 法第十六条第一項の登録は、別記様式第二号による登録認証機関登録台帳に記載して行う。

(外国生産行程管理者)

第四十三条 第十八条の規定は、法第十六条第一項第二号の農林物資の生産行程を外国において管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものについて準用する。

(外国流通行程管理者)

第四十四条 第二十条の規定は、法第十六条第一項第二号の農林物資の流通行程を外国において管理し、又は把握するものとして主務省令で定めるものについて準用する。

- 三 登録認証機関が認証を行う農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分
- 四 登録認証機関が認証を行う区域及び認証を行う登録認証機関の事業所の所在地
- 3 主務大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録の更新)
 第十七条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(登録認証機関の登録更新手数料)

第六条 法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

- 一 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十一万三千三百円（電子申請による場合にあつては、十一万二千九百円）
- 二 前号に規定する区分以外の区分 九万五千八百円（電子申請による場合にあつては、九万五千四百円）

2 法第十七条第一項の登録の更新（次項において「機関登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

- 一 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十万五千四百円（電子申請による場合にあつては、十万五千円）
- 二 前号に規定する区分以外の区分 八万七千九百円（電子申請による場合にあつては、八万七千五百円）

3 前二項に定める額の手数を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

- 一 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 四万六千五百円

(登録認証機関の登録の更新に係る準用)

第四十五条 第四十条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十一条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の主務省令で定める区分について、第四十二条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

- 3 第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 主務大臣は、第一項の登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったとき、又は同項の規定により登録が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

二 前号に規定する区分以外の区分 二万九千円

（承継）

- 第十八条 登録認証機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録認証機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。第四十六条第一項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録認証機関の地位を承継する。
- 2 前項の規定により登録認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（認証に関する業務の実施）

- 第十九条 登録認証機関は、認証を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証のための審査を行わなければならない。
- 2 登録認証機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合する方法により認証、その取消しその他の認証に関する業務を行わなければならない。

（登録認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第四十六条 登録認証機関は、第四十条第二項第二号から第四号まで（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書を、主務大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の地位の承継の届出）

第四十七条 法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書に登記事項証明書その他の登録認証機関の地位を承継したことを証する書面を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第四十八条 法第十九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十三条第一項、第三十条第一

項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の
 認証の実施方法に関する基準

イ 認証をしようとするときは、当該認証の申請に係る第二十五
 条各号（第五十九条において準用する場合を含む。）、第二
 十七条各号（第六十一条において準用する場合を含む。）、
 、第三十二条各号、第三十五条各号又は第三十九条各号（第
 六十四条において準用する場合を含む。）に掲げる事項（以
 下この項において「認証事項」という。）が第二十五条（第
 五十九条において準用する場合を含む。）、第二十七条（第
 六十一条において準用する場合を含む。）、第三十二条、第
 三十五条又は第三十九条（第六十四条において準用する場合
 を含む。）の規定により主務大臣が定める認証の技術的基準
 であつて当該申請をした者（以下この号において「申請者」
 という。）に係るもの（以下この項において単に「認証の技
 術的基準」という。）に適合することについて、書類審査及
 び実地の調査（個人の能力を認証しようとする場合にあつて
 は、書類審査及び能力の試験）を行い、その結果を検証する
 ことにより確認すること。

ロ 申請者が農林物資（法第二十条第二項第一号イに掲げる基準
 に係る日本農林規格が定められているものに限る。）の取扱
 業者又は外国取扱業者（法第十六条第一項第二号に規定する
 外国取扱業者をいう。以下同じ。）である場合には、当該申
 請者が取り扱おうとする農林物資であつて当該申請に係る種
 類の農林物資の製造工程を代表するもの（無作為に抽出した
 ものに限る。）が当該農林物資の種類に係る日本農林規格に
 適合することを当該日本農林規格に定める試験等の方法を用
 いて確認し、その結果に基づき、必要に応じ、再度イの確認
 を行うことその他の措置を講ずること。

ハ 申請者（法人にあつては申請者又はその業務を行う役員、
 人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるも
 のにあつては申請者又はその代表者若しくは管理人）が次の
 いずれかに該当するときは、認証をしないこと。

- (1) 法第十条第六項若しくは第七項（これらの規定を法第三
 十条第五項において準用する場合を含む。）、第十二条の
 二第三項若しくは第四項、第三十七条若しくは第三十八条
 の規定に違反し、法第三十九条の規定による格付の表示、
 外国格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消の
 命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告
 若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは
 虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六
 条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
 、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、

若しくは虚偽の答弁をしたことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

(2) 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

(3) 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第二項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る者（法人又は人格のない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに限る。）の業務を行う役員（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）であつた者でその取消しの日から一年を経過しないもの

ニ 認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。

(1) 認証事業者（認証品質取扱業者（法第十条第五項に規定する認証品質取扱業者をいう。以下同じ。）、認証生産行程管理者（同項に規定する認証生産行程管理者をいう。以下同じ。）、認証流通行程管理者（同項に規定する認証流通行程管理者をいう。以下同じ。）、認証小分け業者（法第三十七条第一項第四号に規定する認証小分け業者をいう。以下同じ。）、認証輸入業者（法第三十七条第一項第五号に規定する認証輸入業者をいう。以下同じ。）、認証外国格付表示業者（法第十二条の二第二項に規定する認証外国格付表示業者をいう。以下同じ。）、認証方法取扱業者（法第三十八条第一項第一号に規定する認証方法取扱業者をいう。以下同じ。）、認証品質外国取扱業者（法第三十条第五項に規定する認証品質外国取扱業者をいう。以下同じ。）、認証外国生産行程管理者（法第三十条第五項に規定する認証外国生産行程管理者をいう。以下同じ。）、認証外国流通行程管理者（法第三十条第四項に規定する認証外国流通行程管理者をいう。以下同じ。）、認証外国小分け業者（法第三十二条に規定する認証外国小分け業者をいう。以下同じ。）又は認証方法外国取扱業者（法第三十八条第一項第二号に規定する認証方法外国取扱業者をいう。以下同じ。）をいう。以下この項において同じ。）は、認証事項が認証の技術的基準に適合するように維持すること

- (2) 認証事業者は、法第十条第六項及び第七項、第十二条の二第三項及び第四項、第三十七条並びに第三十八条の規定を遵守すること。
- (3) 認証事業者は、法第三十九条の規定による主務大臣の命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならないこと。
- (4) 認証事業者は、氏名若しくは名称、住所若しくは認証事項を変更しようとするとき又は格付に関する業務（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあつては格付の表示に関する業務、認証外国格付表示業者にあつては外国格付の表示に関する業務。以下この項及び次条第三項において同じ。）若しくは適合の表示に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ登録認証機関にその旨を通知すること。
- (5) 認証事業者は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る種類の農林物資若しくはその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資又は農林物資の取扱い等の方法について登録認証機関の認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- (6) 認証事業者は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る種類の農林物資又はその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法が当該農林物資の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法の区分に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- (7) 認証事業者は、登録認証機関が認証事業者に対し、(5)又は(6)の条件に違反すると認めて、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。
- (8) (5)及び(6)に定めるもののほか、認証事業者は、他人にその認証又は格付、格付の表示、外国格付の表示若しくは適合の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認証に係る種類の農林物資以外の農林物資又はその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資の取扱い等の方法について登録認証機関の認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関の認証の審査の内容その他の認

- 証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。
- (9) 認証事業者は、登録認証機関が定期的に、又は必要に応じて行う(1)の条件が遵守されているかどうかを確認するための調査に協力すること。
- (10) 毎年六月末日までに、その前年度の格付実績（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあつては格付の表示の実績、認証外国格付表示業者にあつては外国格付の表示の実績、有機農産物、有機飼料又は有機畜産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者にあつては格付実績及び認証に係るほ場の面積）又は適合の表示の実績を登録認証機関に報告すること。
- (11) 認証事業者は、その行つた格付（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあつては格付の表示、認証外国格付表示業者にあつては外国格付の表示。以下この(11)において同じ。）に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること。
- (i) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第二条第七号に規定する消費期限をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）又は賞味期限（食品表示基準第二条第八号に規定する賞味期限をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間（ii)において同じ。）が一年以上である場合（iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から三年間）
- (ii) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が一年未満である場合（iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該農林物資の格付の日から一年間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から一年間）
- (iii) 当該格付が生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表養殖魚又は人工種苗生産技術による水産養殖産品について行われた場合 主務大臣が別に定める期間
- (12) 登録認証機関は、認証事業者が(1)から(11)までに掲げる条件を遵守しているかどうかを確認するため必要があるとき

- は、認証事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、認証に係る工場、工場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、格付、格付の表示、外国格付の表示若しくは適合の表示、農林物資に係る広告若しくは表示、農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができること。
- (13) 登録認証機関は、認証事業者が(1)から(11)までに掲げる条件に違反し、又は(12)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(12)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認証を取り消し、又は当該認証事業者に対し、格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務若しくは格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物資の出荷若しくは適合の表示の付してある広告等(法第十三条第一項に規定する広告等をいう。以下同じ。)の使用を停止し、又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示、外国格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消することを請求することができること。
- (14) 登録認証機関は、認証事業者が(13)の規定による請求に応じないときは、その認証を取り消すこと。
- (15) 登録認証機関は、認証事業者の氏名又は名称及び住所、認証に係る農林物資の種類若しくは農林物資の取扱い等の方法の区分、認証に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所並びに認証の年月日のほか、(13)の規定による請求をしたとき又はその認証を取り消したときは当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは当該廃止の年月日を公表すること。
- (16) 認証事業者は、その認証を取り消されたときは、当該認証に係る格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示、外国格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消をすること。
- (17) 登録認証機関は、認証事業者が、その認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示、外国格付の

表示又は適合の表示の除去又は抹消を行わない場合は、その旨を公表すること。

ホ イからニまでに定めるもののほか、法第十六条第一項第一号に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であつて農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに主務大臣が定めるものに適合する方法により認証の業務を行うこと。

二 認証事項の確認に関する基準

イ 認証事業者から認証事項を変更しようとする旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ロ イの場合のほか、認証事業者が認証事項を変更したことを知ったときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ハ 認証事業者の認証をした日又は認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合していることを確認した日（イ、ロ又はホの確認をした日を除く。）から主務大臣が農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに定める期間内に当該認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ニ ハに定める確認は、認証事業者に事前に通知して行うほか、当該登録認証機関の認証に係る認証事業者の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行うものとする。

ホ イからニまでに定めるもののほか、認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、遅滞なく、当該認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ヘ イからホまでの確認は、前号イ及びロの基準に適合する方法により行うこと。ただし、イ又はロの確認においては、同号イの書類審査の結果、当該認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合すると認めるときは、同号イの実地の調査（個人の能力を認証しようとする場合にあつては、能力の試験）及び同号ロの確認を省略することができる。

ト イからヘまでに定めるもののほか、法第十六条第一項第一号に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であつて農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに主務大臣が定めるものに適合する方法により認証事項の確認を行うこと。

三 認証事業者の認証の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

イ 認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しなくなつたとき（ホ(1)に該当するときを除く。）又は適合しな

くなるおそれが大きいと認めるときは、当該認証事業者に対し、当該認証の技術的基準に適合するため必要な措置をとるべきことを請求すること。

ロ 認証事業者が法第十条第六項若しくは第七項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第三十七条又は第三十八条の規定に違反したとき（ホ②に該当するときを除く。）は、当該認証事業者に対し、格付に関する業務又は適合の表示に関する業務及び格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること、当該格付の表示、外国格付の表示又は適合の表示を除去又は抹消すること並びに格付に関する業務又は適合の表示に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求すること。

ハ 認証事業者が第一号ニ(5)又は(6)の条件に違反したときは、当該認証事業者に対し、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべきことを請求すること。

ニ 認証事業者に対してイ又はハの規定による請求をする場合において、当該認証事業者が当該請求に係る措置を速やかに講ずることが見込まれないときは、当該認証事業者に対し、当該認証事業者が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、格付に関する業務又は適合の表示に関する業務（当該請求に係るものに限る。）及び格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物資（当該請求に係る種類の農林物資に限る。）の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止することを請求すること。

ホ 認証事業者が次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。

- (1) 認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しなくなつた場合であつて、当該認証の技術的基準に適合するものとなることが見込まれないとき。
- (2) 認証事業者が法第十条第六項若しくは第七項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第三十七条又は第三十八条の規定に違反した場合（軽微な違反である場合を除く。）であつて、当該違反行為が当該認証事業者の故意又は重大な過失によるとき。
- (3) 認証事業者がイ又はハの規定による請求に係る措置を講ずるまでに要する期間が一年を超えると見込まれるとき。
- (4) 認証事業者が正当な理由がなくてロ又はニの規定による請求に応じないとき。
- (5) 認証事業者が正当な理由がなくて第一号ニ(12)の報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同号ニ(12)の検査を拒み、妨げ、若

しくは忌避し、若しくは同号ニ(12)の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき又は前号イからホまでの確認のための書類審査、実地の調査若しくは能力の評価を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(6) 主務大臣が登録認証機関に対し、当該登録認証機関が認証した認証事業者が正当な理由がなくて、法第三十九条第一項から第三項までの規定による命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたことを理由として当該認証事業者の認証を取り消すことを求めたとき。

ヘ イからニまでに定めるもののほか、認証事業者が認証に付された条件に違反したときは、適切な指導を行い、当該認証事業者が当該指導に従わないときは、認証の取消しその他の適切な措置を講ずること。

ト 認証事業者の認証の取消しをしようとするときは、その一週間前までに当該認証事業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与すること。

チ イからトまでに定めるもののほか、法第十六条第一項第一号に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であつて農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに主務大臣が定めるものに適合する方法により認証事業者の認証の取消しその他の措置を実施すること。

四 認証事業者の認証等に係る公表に関する基準

イ 認証事業者の認証をしたときは、遅滞なく、次の事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、(3)に掲げる事項を除く。）（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）の提供をすること。

(1) 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所
(2) 認証に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

(3) 認証に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

(4) 認証に係る認証番号

- ロ 認証の年月日
- (5) 認証事業者に対し、前号ロ又はニの規定による請求をしたときは、遅滞なく、次の事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、(3)に掲げる事項を除く。）（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）の提供をすること。
- (1) 請求に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- (2) 請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分（請求が当該認証事業者の認証に係る農林物資又は農林物資の取扱い等の方法の全てに係るものであるときは、その旨）並びに格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務若しくは格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物資の出荷若しくは適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示、外国格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消を請求している旨
- (3) 請求に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
- (4) 請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証番号
- (5) 請求の年月日
- (6) 請求の理由
- ハ 認証事業者が格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次の事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、(3)に掲げる事項を除く。）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。
- (1) 廃止に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- (2) 廃止に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分
- (3) 廃止に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
- (4) 廃止に係る認証番号
- (5) 廃止の年月日
- ニ 認証の有効期間が定められた農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証について、当該有効期間が満了したとき（認証事業者が当該有効期間の満了の日までに再び当該区分に係

る認証を受けたときを除く。)は、遅滞なく、当該認証に係る次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1) 認証事業者の氏名又は名称及び住所
農作物資の取扱い等の方法の区分
認証事業者に係る認証番号

(2) 有効期間満了の年月日

ホ 認証の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項(認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、(3)に掲げる事項を除く。)を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1) 取消しに係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
(2) 取り消した認証に係る農作物資の種類又は農作物資の取扱い等の方法の区分

(3) 取り消した認証に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

(4) 取り消した認証に係る認証番号
(5) 取消しの年月日
(6) 取消しの理由

ヘ 取消しに係る認証事業者が、認証を取り消された日から相当地の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農作物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び登録認証機関が適当でないことを認める格付の表示、外国格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消を行わないときは、その旨を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により提供をすること。

ト イからへまでに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間行うこと。

(1) イに掲げる事項の閲覧及び提供 認証をした日から当該認証に係る認証事業者が格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務を廃止する日、当該認証事業者に係る認証の有効期間が満了する日又は当該認証に係る認証事業者の認証の取消しをする日までの間

(2) ロに掲げる事項の閲覧及び提供 前号ロ又はニに規定する格付に関する業務、格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農作物資の出荷若しくは適合の表示の付してある広告等の使用の停止の期間又は登録認証機関が適当でないことを認める格付の表示、外国格付の表示若しくは適合の

3 登録認証機関は、主務省令で定めるところにより、認証をした被認証事業者の氏名又は名称、住所その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

表示の除去若しくは抹消の請求をした日から当該除去若しくは抹消を終了した日までの間

(3) ハからホまでに掲げる事項の閲覧及び提供 認証事業者が格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務を廃止する日、認証の有効期間が満了する日又は認証の取消しをする日から一年を経過する日までの間

(4) ヘに規定する事項の閲覧及び提供 当該事項の閲覧及び提供の開始の日から一年を経過する日までの間

五 認証事業者その他の農林物資を本邦から輸出しようとする者からの求めに応じて、当該農林物資について日本農林規格により格付をしたことを証する書面を発行するときは、その発行に關し必要な審査を行うこと。

2 登録認証機関は、第二十二條（第六十條において準用する場合を含む。）の検査の方法が定められている農林物資であつて当該検査を各個に行うもの（主務大臣が定めるものに限る。）の取扱業者又は外国取扱業者の認証その他の認証に関する業務を行うときは、前項第一号イ、ロ及びニ、第二号イからへまで、第三号イからトまで並びに第四号の規定にかかわらず、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるところにより当該認証に関する業務を行うことができる。

（登録認証機関の認証等の報告）

第四十九條 登録認証機関は、法第十條第一項から第三項まで、第十一條第一項、第十二條第一項、第十二條の二第一項、第十三條第一項、第三十條第一項から第三項まで、第三十一條第一項又は第三十三條第一項の認証（前条第二項の主務大臣が定めるところにより行う認証を除く。第三項において同じ。）をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第五号による報告書を主務大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があつたときも、同様とする。

- 一 当該認証に係る者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該認証に係る者の認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者の別
- 三 当該認証に係る農林物資の種類（酒類に係る認証を行った場合にあつては、その旨を含む。）又は農林物資の取扱い等の方法の区分

四 当該認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地

- 又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
- 五 当該認証に係る認証番号
- 六 当該認証の年月日
- 2 登録認証機関は、前条第一項第三号口又はニの規定による請求をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第六号による報告書を主務大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があつたときも、同様とする。
- 一 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該請求に係る農林物資の種類（酒類に係る請求を行った場合にあつては、その旨を含む。）又は農林物資の取扱い等の方法の区分
- 三 当該請求に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
- 四 当該請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証番号
- 五 当該請求の年月日
- 六 当該請求の理由
- 3 登録認証機関は、その認証に係る認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者（以下この条において「認証事業者」と総称する。）が格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第七号による報告書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該廃止に係る農林物資の種類（酒類に係る廃止を行った場合にあつては、その旨を含む。）又は農林物資の取扱い等の方法の区分
- 三 当該廃止に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
- 四 当該廃止に係る認証事業者に係る認証番号
- 五 当該廃止の年月日
- 4 登録認証機関は、認証の有効期間が定められた農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証について、当該有効期間が満了した

4 登録認証機関は、その保有する情報（登録認証機関が認証に関する業務を円滑に行うために他の登録認証機関から提供を受けることが必要な情報として主務省令で定めるものに限る。）について、他の登録認証機関から提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該依頼に応じ、当該情報を提供しなければならない。

- とき（認証事業者が当該有効期間の満了の日までに再び当該区分に係る認証を受けたときを除く。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第八号による報告書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 当該期間が満了した認証に係る者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該期間が満了した認証に係る農林物資の取扱い等の方法の区分
 - 三 当該期間が満了した認証に係る認証番号
 - 四 当該期間が満了した年月日
- 5 登録認証機関は、認証事業者の認証を取り消したときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第九号による報告書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該取り消した認証に係る農林物資の種類（酒類に係る取消しを行った場合にあつては、その旨を含む。）又は農林物資の取扱い等の方法の区分
 - 三 当該取り消した認証に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
 - 四 当該取り消した認証に係る認証番号
 - 五 当該取消しの年月日
 - 六 当該取消しの理由
- 6 前条第二項の主務大臣が定めるところにより行う認証を受けた者の氏名又は名称、住所その他の事項の主務大臣への報告は、主務大臣が別に定めるところによるものとする。
- 7 登録認証機関は、法第六十九条第一項各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。
- （登録認証機関が他の登録認証機関から提供を受けることが必要な情報）
- 第五十条 法第十九条第四項の主務省令で定めるものは、登録認証機関が認証を行おうとし、又は行った取扱業者、生産行程管理者及び流通行程管理者について他の登録認証機関が保有する情報であつて、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第四十八条第一号イ及びロの規定による確認の結果並びに認証の可否に係る判断の根拠
 - 二 第四十八条第一号ニの規定により通知された事項
 - 三 第四十八条第一号ニ及び並びに同項第三号イ、ロ及びニの規定による請求の理由及び請求した事項並びに当該請求への対応の状況

(事業所の変更の届出)

第二十条 登録認証機関は、認証に関する業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(業務規程)

第二十一条 登録認証機関は、認証に関する業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、認証に関する業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、認証の実施方法、認証に関する料金の算定方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

- 四 第四十八条第一項第一号二の規定による調査の結果及び遵守の有無に係る判断の根拠
- 五 第四十八条第一項第一号二の規定により報告された過去の格付実績
- 六 第四十八条第一項第一号二の規定により報告された事項及び提出された物件並びに職員による立入検査及び質問により確認した事項
- 七 第四十八条第一項第二号イ、ロ、ハ及びホの規定による確認の結果並びに適合の有無に係る判断の根拠
- 八 第四十八条第一項第三号への規定による指導の理由及び内容並びに認証の取消しその他の措置を講じた場合は当該措置の内容
- 九 第四十八条第一項第五号の規定による審査の結果及び書面の発行の可否に係る判断の根拠
- 十 前条第七項の規定により報告した事項

(登録認証機関の事業所の変更の届出)

第五十一条 法第二十条第一項の規定による届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十号による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(登録認証機関の業務規程)

第五十二条 法第二十一条前段の規定による業務規程の届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十一号による届出書に業務規程を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十一条後段の規定による業務規程の変更の届出について準用する。

3 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次の事項とする。

- 一 事業所の所在地及びその事業所において認証に関する業務を行う区域に関する事項
- 二 認証を行う農林物資の種類（酒類に係る認証を行う場合にあつては、その旨を含む。）又は農林物資の取扱い等の方法の区分
- 三 認証に関する業務を行う時間及び休日に関する事項
- 四 認証の実施方法、認証の取消しの実施方法その他の認証に関する業務の実施方法に関する事項
- 五 認証に関する料金の算定方法に関する事項
- 六 認証に関する業務を行う組織に関する事項
- 七 認証に関する業務を行う者の職務及び必要な能力に関する事項

(業務の休廃止)

第二十二條 登録認証機関は、認証に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十三條 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 被認証事業者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定められた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

項

八 認証に関する業務の公正な実施のために必要な事項

九 その他認証に関する業務に関し必要な事項

(登録認証機関の業務の休廃止の届出)

第五十三條 法第二十二條第一項の規定による届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十二号による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第五十四條 法第二十三條第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第二十三條第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録認証機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第二十四条 主務大臣は、登録認証機関が第十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十五条 主務大臣は、登録認証機関が第十九条の規定に違反していると認めるときは、当該登録認証機関に対し、認証に関する業務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十六条 主務大臣は、登録認証機関が第十五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。

2 主務大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認証に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項又は次条の規定に違反したとき

二 正当な理由がないのに第二十三条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

3 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録認証機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認証に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその認証に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

6 主務大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の記載)

(登録認証機関の帳簿)

第二十七条 登録認証機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、認証に関する業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 登録認証機関若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、認証に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(日本農林規格登録認証機関という名称の使用の禁止)

第二十九条 登録認証機関でない者は、日本農林規格登録認証機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
2 登録認証機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録認証機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。その登録した農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資の取扱い等の方法についても、同様とする。

第五十五条 登録認証機関は、次に掲げる事項を農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに記載した帳簿を保存しなければならない。

- 2 法第二十七条の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。
 - 一 認証を申請した者の氏名又は名称及び住所
 - 二 認証を申請した者の取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、輸入業者（法第十二条第一項に規定する輸入業者をいう。）、外国取扱業者、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の別（認証を申請した者が取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者であつて、外国格付の表示を付そうとするものである場合には、その旨を含む。）
 - 三 認証の申請を受理した年月日
 - 四 認証の申請に係る農林物資の種類（酒類に係る認証の申請にあつては、その旨を含む。）又は農林物資の取扱い等の方法の区分
 - 五 認証の申請に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
 - 六 認証をすることが決定した年月日
 - 七 前号の決定の結果
 - 八 認証をすることを決定した場合にあつては、当該認証に係る認証番号
 - 九 認証に従事した者の氏名
- 3 第一項の帳簿は、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

第四節 外国における格付

(格付)

第三十条 外国取扱業者は、主務省令で定めるところにより、外国にあるほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その取り扱う当該認証に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

2 外国生産行程管理者は、主務省令で定めるところにより、外国にあるほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

3 外国流通行程管理者は、主務省令で定めるところにより、農林物資の流通行程及び種類ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その流通行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

4 前項の認証を受けた外国流通行程管理者（以下「認証外国流通行程管理者」という。）が他の認証外国流通行程管理者又は認証流通行程管理者から格付の表示の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）の流通行程の管理又は把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、次項において準用する第十条第五項の規定により当該認証外国流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、次項において準用する同条第六項及び第七項の規定を適用する。

5 第十条第四項から第七項までの規定は第一項の認証を受けた外国取扱業者（以下「認証品質外国取扱業者」という。）、第二項の認証を受けた外国生産行程管理者（以下「認証外国生産行程管理者」という。）及び認証外国流通行程管理者について、同条第九項の規定は第一項から第三項までの認証について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、並びに同条第六項、第七項及び第九項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「第三十条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

(格付を行う外国取扱業者の認証の申請)

第五十六条 第十六条の規定は、法第三十条第一項の認証の申請について準用する。この場合において、第十六条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(外国生産行程管理者の認証の申請)

第五十七条 第十九条の規定は、法第三十条第二項の認証の申請について準用する。この場合において、第十九条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(外国流通行程管理者の認証の申請)

第五十八条 第二十一条の規定は、法第三十条第三項の認証の申請について準用する。この場合において、第二十一条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(格付を行う外国取扱業者等の認証の技術的基準)

第五十九条 第二十五条の規定は、法第三十条第一項から第三項までの認証について準用する。

(格付を行う外国取扱業者等の行う農林物資についての検査の方法等に係る準用)

第六十条 第二十二條の規定は法第三十条第五項において準用する法第十条第四項第一号の検査について、第二十三條の規定は法第三十条第五項において準用する法第十条第四項第二号の検査について、第二十四條の規定は法第三十条第五項において準用する法第十条第四項第三号の検査について、それぞれ準用する。

(外国小分け業者による格付の表示)

第三十一条 外国小分け業者は、主務省令で定めるところにより、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、格付の表示の付してある当該認証に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

(認証品質外国取扱業者等の公示)

第三十二条 主務大臣は、第十九条第三項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は前条第一項の認証を受けた外国小分け業者(以下「認証外国小分け業者」という。)の氏名又は名称、住所その他の主務省令で定める事項を公示しなければならない。

第五節 外国における適合の表示

第三十三条 外国取扱業者は、主務省令で定めるところにより、

(外国小分け業者の認証に係る準用)

第六十一条 第二十六条及び第二十七条の規定は、法第三十一条の認証について準用する。この場合において、第二十六条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(認証品質外国取扱業者等の公示)

第六十二条 主務大臣は、第四十九条第一項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を公示しなければならない。

2 主務大臣は、第四十九条第二項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

3 主務大臣は、第四十九条第三項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

4 主務大臣は、第四十九条第四項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

5 主務大臣は、第四十九条第五項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

6 第四十九条第六項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による報告に係る事項の公示については、主務大臣が別に定めるところによるものとする。

(適合の表示を付する外国取扱業者の認証の申請)

第六十三条 第三十六条の規定は、法第三十三条第一項の認証の申

農林物資の取扱ひ等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その農林物資の取扱ひ等に関する広告等に適合の表示を付することができる。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第六節 登録外国認証機関

(登録外国認証機関の登録)

第三十四条 登録外国認証機関の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者（外国にある事業所において第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は前条第一項の認証（以下この節において単に「認証」という。）を行おうとする者に限る。）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、主務大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録外国認証機関の登録手数料)

第七条 法第三十四条の政令で定める額は、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、財務省、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の職員二人が同条の登録の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額（以下この条において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

一 法第二條第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十万二千七百円（電子申請による場合にあつては、十万二千三百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 七万六千四百円（電子申請による場合にあつては、七万六千円）

2 法第三十四条の登録（以下この条及び第十条において「機関登録」という。）を受けようとする者が同時に法第五十三条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第三十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一 法第二條第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 九万三千百円（電子申請による場合にあつては、九万二千七百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 六万六千八百円（電子申請による場合にあつては、六万六千四百円）

3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第三十四条の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一 法第二條第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容

請について準用する。この場合において、第三十六条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(適合の表示を付する外国取扱業者の認証の技術的基準)

第六十四条 第三十九条の規定は、法第三十三条第一項の認証について準用する。

(登録外国認証機関の登録に係る準用)

第六十五条 第四十条の規定は法第三十四条の登録の申請について、第四十一条の規定は法第三十四条の主務省令で定める区分について、第四十二条の規定は法第三十六条において準用する法第六条第一項の登録について、それぞれ準用する。この場合においては、第四十条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第三十六条において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第三十五条 主務大臣は、登録外国認証機関が次条において準用する第十五条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、登録外国認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認証に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

- 一 次条において準用する第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十七条の規定に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに次条において準用する第二十三条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

とする日本農林規格が含まれる区分 七万三千七百円（電子申請による場合）
 二 前号に規定する区分以外の区分 四万七千四百円（電子申請による場合）
 四 前二項に定める額の手数を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第三十四条の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

- 一 法第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万千八百円
 - 二 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円
- 5 旅費の額は、出張をする職員が一般職の職員に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（二）による職務の級が四級である者であるものとして、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、主務省令で定める。

(登録外国認証機関の登録に係る旅費の額の計算の細目)
 第六十六条 令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関二丁目二番一号とすること。
- 二 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。
- 三 登録の審査を実施する日数については、五日を超えない範囲内で主務大臣が必要と認める日数とすること。
- 四 旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。
- 五 主務大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

- 三 次条において準用する第二十四条又は第二十五条の規定による請求に応じなかったとき。
- 四 不正の手段により登録を受けたとき。
- 五 主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録外国認証機関に対しその認証に関する業務に関し必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告若しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出がされたとき。
- 六 主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国認証機関の事務所、事業所又は倉庫において認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は登録外国認証機関若しくはその代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。
- 七 第四項の規定による費用の負担をしないとき。
- 3 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- 一 正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認証に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその登録に係る認証に関する業務を停止したとき。
- 二 主務大臣が前項の規定により一年以内の期間を定めて認証に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかったとき。
- 4 第二項第六号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける登録外国認証機関の負担とする。
- （準用）
第三十六条 第十四条第二項、第十五条から第二十五条まで、第二十六条第四項から第六項まで及び第二十七条の規定は、登録外国認証機関について準用する。この場合において、第十四条

（登録外国認証機関の事務所等における検査に要する費用の負担）
第八条 法第三十五条第四項の政令で定める費用は、財務省、農林水産省又はセンターの職員二人が同条第二項第六号の検査のため当該検査に係る事務所、事業所又は倉庫の所在地に出張するために要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、出張をする職員が給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、主務省令で定める。

（登録外国認証機関の登録の有効期間）
第九条 法第三十六条において準用する法第十七条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

（登録外国認証機関の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）
第六十七条 前条の規定は、令第八条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号中「登録の審査」とあるのは「検査」と、同条第三号中「登録の審査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の登録の更新に係る準用）
第六十八条 第四十条の規定は法第三十六条において準用する法第六十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用す

第二項中「前項」とあり、及び第十六条第一項中「第十四条第一項」とあるのは「第三十四条」と、第二十四条及び第二十五条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十六条第四項中「前三項」とあるのは「第三十五条第一項から第三項まで」と、「一週間前」とあるのは「二週間前」と、同条第六項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第三十五条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の登録更新手数料）

第十条 法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、財務省、農林水産省又はセンターの職員二人が法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額（次項及び第四項において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

一 法第二十条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万千円（電子申請による場合にあつては、七万六千円）

二 前号に規定する区分以外の区分 五万三千六百円（電子申請による場合にあつては、五万三千円）

2 法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新（次項において「機関登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一 法第二十条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 六万三千二百円（電子申請による場合にあつては、六万二千七百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 四万五千七百円（電子申請による場合にあつては、四万五千二百円）

3 前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二十条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 四万六千五百円

二 前号に規定する区分以外の区分 二万九千円

4

第七条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の主務省令で定める区分について、第四十二条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新について、第六十六条の規定は法第十四条第四項において準用する法第七項第五項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第三十六条第一項第二号」と、第六十六条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第六十九条 第四十六条の規定は、登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、同条中「第四十条第二項第二号」とあるのは「第六十五条において準用する第四十条第二項第二号」と、「これらの規定を前条において準用する場合を含む。」とあるのは「又は第六十八条において準用する第四十条第二項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の地位の承継の届出）

第七十条 第四十七条の規定は、法第三十六条において準用する法第十八条第二項の規定による届出について準用する。

（登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第七十一条 第四十八条（第一項第五号を除く。）の規定は、法第三十六条において準用する法第十九条第二項の主務省令で定める基準について準用する。この場合において、第四十八条第一項第一号中「第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第二項、第十三条第三項、第三十条」とあるのは「第三十条」と、同号二(2)中「並びに第三十八条」とあるのは「第三十八条の規定並びに法第三十条第五項において準用する法第十条第六項及び第七項」と、同号三(3)中「第三十九条」とあるのは「第三十九条第五項において準用する法第三十九条第一項、第三項若しくは第四項」と、「命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をして」とあるのは「請求を拒んで」と、同項第三号ロ及びホ(2)中「又は第三十八条」とあるのは「

第三十八条又は法第三十条第五項において準用する法第十条第六項若しくは第七項の規定」と、同号ホ(6)中「、法第三十九条第一項から第三項までの規定による命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」とあるのは「法第三十九条第五項において準用する法第三十九条第一項又は第三項の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

(登録外国認証機関の認証等の報告)

第七十二条 第四十九条の規定は、法第三十六条において準用する法第十九条第三項の規定による報告について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「前条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する第四十八条第二項」と、同条第二項中「前条第一項第三号ロ」とあるのは「第七十一条において準用する第四十八条第一項第三号ロ」と、同条第六項中「前条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

(登録外国認証機関の事業所の変更の届出)

第七十三条 第五十一条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十条第一項の規定による届出について準用する。

(登録外国認証機関の業務規程)

第七十四条 第五十二条第一項及び第二項の規定は法第三十六条において準用する法第二十一条第一項の規定による届出について、第五十二条第三項の規定は法第三十六条において準用する法第二十一条第二項の主務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

(登録外国認証機関の業務の休廃止の届出)

第七十五条 第五十三条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十二條第一項の規定による届出について準用する。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第七十六条 第五十四条第一項の規定は法第三十六条において準用する法第二十三条第二項第三号の主務省令で定める方法について、第五十四条第二項の規定は法第三十六条において準用する法第二十三条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法について、それぞれ準用する。

第七節 格付の表示等の保護

(格付の表示等の禁止)

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付し、又は国内において外国格付の表示（当該外国の政府機関その他これに準ずるものから認証又はこれに相当するものを受けて行うものを除く。）を付してはならない。

- 一 認証品質取扱業者が、第十条第一項又は第五項の規定に基づき、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 二 認証生産行程管理者が、第十条第二項又は第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 三 認証流通行程管理者が、第十条第三項又は第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 四 第十一条第一項の認証を受けた小分け業者（以下「認証小分け業者」という。）が、同項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 五 第十二条第一項の認証を受けた輸入業者（以下「認証輸入業者」という。）が、同項の規定に基づき、その輸入に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 六 認証外国格付表示業者が、第十二条の二第一項又は第二項の規定に基づき、その輸出に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付する場合
- 七 認証品質外国取扱業者が、第三十条第一項又は同条第五項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 八 認証外国生産行程管理者が、第三十条第二項又は同条第五項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
- 九 認証外国流通行程管理者が、第三十条第三項又は同条第五

(登録外国認証機関の帳簿)

第七十七条 第五十五条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十七条の規定による帳簿の記載について準用する。

項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

十 認証外国小分け業者が、第三十一条第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

2 何人も、第十条第一項から第三項まで若しくは第五項（第三十条第五項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項の規定に基づく格付の表示の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に当該格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）に関する広告等に当該格付の表示を付する場合を除き、農林物資又は農林物資の取扱い等に関する広告等に格付の表示を付してはならない。

3 何人も、試験等に係る証明書に格付の表示を付してはならない。

4 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る証明書に格付の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

（適合の表示等の禁止）

第三十八条 何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又は農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付してはならない。

一 第十三条第一項の認証を受けた取扱業者（以下「認証方法取扱業者」という。）が、同項の規定に基づき、農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合

二 第三十三条第一項の認証を受けた外国取扱業者（以下「認証方法外国取扱業者」という。）が、同項の規定に基づき、農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合

2 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は試験等に係る証明書に適合の表示を付してはならない。

3 何人も、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は試験等に係る証明書に適合の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

（改善命令等）

第三十九条 主務大臣は、第十条第一項から第三項までの規定による格付又はこれらの規定若しくは同条第五項、第十一条第一

項若しくは第十二条第一項の規定に基づく格付の表示が適当でないとき、当該格付を行い、又は当該格付の表示を付した認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者又は認証輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

2 主務大臣は、第十二条の二第一項又は第二項の規定に基づく外国格付の表示が適当でないとき、当該外国格付の表示を付した認証外国格付表示業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は外国格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

3 主務大臣は、第十三条第一項の規定に基づく適合の表示が適当でないとき、当該適合の表示を付した認証方法取扱業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は適合の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に応じなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項及び前項の規定は認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者について、前二項の規定は認証方法外国取扱業者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十条第一項から第三項まで」と、「同条第五項、第十一条第一項若しくは第十二条第一項」とあるのは「同条第五項において準用する第十条第五項の規定若しくは第三十一条第一項」と、「命じ」とあるのは「請求」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、「前項中「前三項」とあるのは「第一項又は前項」と、「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(格付の表示等の付してある農林物資の輸入)

第四十条 輸入業者は、格付の表示若しくは適合の表示又はこれらと紛らわしい表示の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状にこれらの表示の付してある場合における当該農林物資を含む。以下この条において同じ。）でその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該表示が認証品質外国取扱業者によりその認証に係る農林物資に付された格付の表示である場合

二 当該表示が認証外国生産行程管理者によりその認証に係る

- 農林物資に付された格付の表示である場合
- 三 当該表示が認証外国流通行程管理者によりその認証に係る農林物資に付された格付の表示である場合
- 四 当該表示が認証外国小分け業者によりその認証に係る農林物資に付された格付の表示である場合

(格付の表示の除去等)

第四十一条 取扱業者は、その所有する農林物資（主務省令で定めるものに限る。）であつて格付の表示の付してあるもの（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）に日本農林規格に適合しないことが確実となる事由として主務省令で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

有機農産物	<p>(格付の表示の除去等を行う農林物資)</p> <p>第七十八条 法第四十一条第一項の主務省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の主務省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>一 主務大臣が定める物質（当該有機農産物が外国で生産された農林物資（法第十二条第一項に規定する証明書又はその写しが添付されているものに限る。以下「外国産農林物資」という。）である場合にあつては、当該外国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
有機加工食品	<p>一 主務大臣が定める物質（当該有機加工食品が外国産農林物資である場合にあつては、当該外国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
有機飼料	<p>一 主務大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
有機畜産物	<p>一 主務大臣が定める物質（当該有機畜産物が外国産農林物資である場合にあつては、当該外国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
有機藻類	<p>一 主務大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>

生産情報公表牛肉	<p>一 生産情報の公表が取りやめられること。</p> <p>二 公表されている生産情報が当該生産情報公表牛肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること。</p> <p>三 公表されている生産情報が事実を反していること。</p> <p>四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
生産情報公表豚肉	<p>一 生産情報の公表が取りやめられること。</p> <p>二 公表されている生産情報が当該生産情報公表豚肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること。</p> <p>三 公表されている生産情報が事実を反していること。</p> <p>四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
生産情報公表農産物	<p>一 生産情報（生産情報と併せて主務大臣が定めるところにより算定した化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合が公表されている生産情報公表農産物にあつては、当該化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合を含む。以下この項において同じ。）の公表が取りやめられること。</p> <p>二 公表されている生産情報が当該生産情報公表農産物に係る生産情報であることが明らかでなくなること。</p> <p>三 公表されている生産情報が事実を反していること。</p> <p>四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
生産情報公表養殖魚	<p>一 生産情報の公表が取りやめられること。</p> <p>二 公表されている生産情報が当該生産情報公表養殖魚に係る生産情報であることが明らかでなくなること。</p> <p>三 公表されている生産情報が事実を反していること。</p> <p>四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
人工種苗生産技術による水産養殖産品	<p>一 当該農林物資に係る生産履歴の情報が追跡可能でなくなること。</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p> <p>一 障害者が携わった主要な生産行程が明らかでないこと。</p>

2 認証流通行程管理者又は認証外国流通行程管理者は、その認
証に係る農林物資（当該農林物資又はその包装、容器若しくは
送り状に格付の表示の付してあるものであって主務省令で定め
るものに限る。）の流通行程の管理又は把握が他の認証流通行
程管理者又は認証外国流通行程管理者に引き継がれないときは
、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

（外国格付の表示の除去等）

第四十一条の二 取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者
は、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付してある
格付の表示を国内において除去し、又は抹消した場合であつて
、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に第十二条
の二第一項又は第二項の規定により当該格付の表示に係る外国
格付の表示が付してあるときは、直ちに、その外国格付の表示
を除去し、又は抹消しなければならない。

第四章 日本農林規格による試験等

産行程に携 わった食品	二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合す ること。
フードチェ ーン情報公 表農産物	一 当該農産物が、フードチェーン（農業者におけ る農産物の出荷から小売業者その他の当該農産物 を販売する者における当該農産物の入荷までの一 連の流通行程をいう。以下同じ。）において、主 務大臣が定める流通行程における農産物の出荷時 の品質を維持するための管理基準に従って管理が されなくなること。 二 フードチェーンにおける、当該農産物の取扱い に係る履歴、移動及び所在に係る情報並びに前号 に掲げる管理基準の適用に係る情報（以下「フー ドチェーン情報」と総称する。）の公表が取りや められること。 三 公表されているフードチェーン情報が当該フー ドチェーン情報公表農産物に係るフードチェー ン情報であることが明らかでなくなること。 四 公表されているフードチェーン情報が事実に関 してのこと。 五 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合す ること。
その他の農 林物資	格付が行われた当該農林物資と異なる種類の農林 物資と混合すること。

2 法第四十一条第二項の主務省令で定める農林物資は、フードチ
ェーン情報公表農産物とする。

第一節 試験等

(試験等)
 第四十二条 試験等を業とする者(国内において試験等を行う者に限る。第四十四条第二項第二号において「試験業者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格(第二条第二項第三号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。以下この章において同じ。)による試験等を行い、農林水産省令で定める事項を記載し、農林水産省令で定める標章(以下「登録標章」という。)を付した証明書を交付することができる。

(登録試験業者の登録の申請)
 第五条 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号。以下「法」という。)第四十二条の登録の申請は、農林水産大臣に対して行う。

(試験等の証明書の記載事項)

第二条 法第四十二条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 証明書の発行番号、頁及び発行年月日
- 二 証明書を発行した試験業者(法第四十二条に規定する試験業者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに証明書の発行業務を執行する役員又は職員の役職名及び氏名
- 三 試験等(法第二条第二項第三号に規定する試験等をいう。以下同じ。)の依頼者の氏名又は名称及び住所
- 四 試験等を行った農林物資の種類、識別、特徴及び状態
- 五 試験等を行った年月日並びに当該試験等の結果及びその結果に付随する情報
- 六 試験等を行った農林物資が、受領から証明書の発行までの時間の経過に伴ってその形質に変化を起し、試験等の結果に影響を与える蓋然性が高い場合には、当該農林物資を受領した年月日及びサンプリングの実施日
- 七 サンプリングの方法が試験等の結果の妥当性又は適用に影響を与える蓋然性が高い場合には、当該試験等を行った農林物資に関するサンプリング計画及びサンプリング方法
- 八 試験等の方法及び当該試験等の方法が定められている日本農林規格の名称

(登録標章)

第三条 法第四十二条の農林水産省令で定める標章は、次のとおりとする。

- 一 表示する事項は、日本農林規格による試験等を行う試験所(法第四十四条第一項に規定する試験所をいう。以下同じ。)であることを意味する事項とし、その様式は農林水産大臣が同項に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であつて試験等の方法の区分ごとに定めるものごとに告示で定める。
- 二 表示の方法は、農林水産大臣が試験等の方法の区分ごとに告示で定める。

(登録)
第四十三条 前条の登録(以下この節において単に「登録」という。)を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、センターに、当該申請が次条第一項に規定する基準に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

(登録の基準)
第四十四条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による申請をした者の試験所(試験等を行う場所をいう。以下同じ。)が国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であつて試験等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

2 登録は、次に掲げる事項を登録試験業者登録台帳に記載して行う。

一 登録年月日及び登録番号

(登録試験業者の登録手数料)
第十一条 法第四十三条第一項の政令で定める額は、八万五千七百円(電子申請による場合にあつては、八万五千二百円)とする。
2 法第四十二条の登録(以下この条及び第十三条第二項において「業者登録」という。)を受けようとする者が現に法第十四条第一項の登録を受けている場合における法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、七万六千五百円(電子申請による場合にあつては、七万五千六百円)とする。
3 現に業者登録を受けている者が他の業者登録を受けようとする場合における法第四十三条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、三万四千八百円(電子申請による場合にあつては、三万四千四百円)とする。
4 前三項に定める額の手数料を納付して業者登録を受けようとする者が同時に他の業者登録を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る法第四十三条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、二万五千円とする。

(登録試験業者の登録)
第四十条 法第四十三条第一項の登録の申請は、別記様式第一号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、農林水産大臣に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
二 次に掲げる事項を記載した書類
イ 試験等に関する業務以外の業務を行っている場合は、全体の組織に関する事項
ロ 試験等に関する業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在及びその所有又は借入れの別
ハ 試験等に関する業務を行う施設の概要
ニ 試験等に関する業務を行う組織に関する事項
ホ 試験等に関する業務の実施の方法に関する事項
3 第一項の申請書の提出は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由して行うものとする。

(登録試験業者の登録の区分)
第五条 法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 飲食料品に係る試験等の方法
- 二 木材又は竹材に係る試験等の方法
- 三 飲食料品並びに木材及び竹材以外の農林物資に係る試験等の方法

(登録試験業者登録台帳への記載)
第六条 法第四十四条第一項の登録は、別記様式第二号による登録試験業者登録台帳に記載して行う。

- 二 登録を受けた試験業者（以下「登録試験業者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録試験業者の試験所の名称及び所在地
- 四 登録試験業者が行う試験等の方法の区分
- 3 農林水産大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

（登録の更新）
第四十五条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

- 3 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 農林水産大臣は、第一項の規定により登録が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（承継）

（登録試験業者の登録の有効期間）
第十二条 法第四十五条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

（登録試験業者の登録更新手数料）

第十三条 法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、七万三千四百円（電子申請による場合にあっては、七万三千元）とする。

2 前項に定める額の手数を納付して法第四十五条第一項の登録の更新（以下この項において「業者登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に当該業者登録の更新に係る業者登録以外の他の業者登録に係る業者登録の更新を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る業者登録の更新に係る法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、一万七千円とする。

（登録試験業者の登録の更新に係る準用）

第七条 第四条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新の申請について、第五条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分について、前条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。

（登録試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第八条 登録試験業者（法第四十四条第二項第二号に規定する登録試験業者をいう。以下同じ。）は、第四条第二項第二号（イ及びニを除く。）（前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

第四十六条 登録試験業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録試験業者について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該登録に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該登録に係る事業の全部を承継した法人は、その登録試験業者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録試験業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（試験所の変更の届出）

第四十七条 登録試験業者は、その試験所の所在地を変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（業務の休廃止）

第四十八条 登録試験業者は、試験等に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（適合命令）

第四十九条 農林水産大臣は、登録試験業者の試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験業者に対し、当該基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第五十条 農林水産大臣は、登録試験業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録試験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 その試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

（登録試験業者の地位の承継の届出）

第九条 法第四十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書に登記事項証明書その他の登録試験業者の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録試験業者の試験所の変更の届出）

第十条 法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする登録試験業者は、別記様式第五号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録試験業者の業務の休廃止の届出）

第十一条 法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする登録試験業者は、別記様式第六号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務)

第五十一条 登録試験業者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、試験等に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(日本農林規格登録試験業者という名称の使用の禁止)

第五十二条 登録試験業者でない者は、日本農林規格登録試験業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録試験業者は、その登録した試験等の方法以外の試験等の方法については、日本農林規格登録試験業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二節 外国における試験等

(試験等)

第五十三条 試験等を業とする者（外国において試験等を行う者に限る。第五十五条第一項において「外国試験業者」という。）

は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格による試験等を行い、農林水産省令で定める事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができる。

(登録)

第五十四条 前条の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録外国試験業者の登録手数料)

第十四条 法第五十四条の政令で定める額は、四万三千四百円（電子申請による場合にあつては、四万三千元）に、農林水産省又はセンターの職員二人が法第五十三条の登録の審査のため当該審査に係る試験所（法第四十四条第一項に規定する試験所をいう。以下同じ。）の所在地出張するのに要する旅費の額（以下この条において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

2 法第五十三条の登録（以下この条及び第十七条第二項において「業者登録」という。）を受けようとする者が現に法第三十四条

(登録外国試験業者の登録に係る準用)

第十二条 第一条から第四条までの規定は法第五十四条の登録の申請について、第五条の規定は法第五十四条の農林水産省令で定める区分について、第六条の規定は法第五十六条において準用する法第四十四条の登録について、それぞれ準用する。

の登録を受けている場合における法第五十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、三万三千八百円（電子申請による場合にあつては、三万三千四百円）に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

3 現に業者登録を受けている者が他の業者登録を受けようとする場合における法第五十四条の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、二万七千六百円（電子申請による場合にあつては、二万七千円）に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

4 前三項に定める額の手数を納付して業者登録を受けようとする者が同時に他の業者登録を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る法第五十四条の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、二万五千円とする。

5 第七条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

（登録の取消し等）

第五十五条 農林水産大臣は、登録を受けた外国試験業者（以下「登録外国試験業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録外国試験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

- 一 その試験所が次条において準用する第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 二 次条において準用する第四十九条の規定による請求に応じなかったとき。
- 三 不正の手段により登録を受けたとき。

四 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録外国試験業者に対しその登録に係る試験等に関する業務

（登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目）

第十三条 日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十四条第五項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関二丁目二番一号とすること。
- 二 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。
- 三 登録の審査を実施する日数については、五日を超えない範囲内で農林水産大臣が必要と認める日数とすること。
- 四 旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。
- 五 農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

に關し必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告若しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出がされたとき。

五 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国試験業者の試験所において登録に係る試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は登録外国試験業者若しくはその代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 第三項の規定による費用の負担をしないとき。
2 農林水産大臣は、前項に規定する場合のほか、同項の規定により一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、登録外国試験業者がその請求に応じなかったときは、当該登録を取り消すことができる。
3 第一項第五号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける登録外国試験業者の負担とする。

（準用）
第五十六条 第四十三條第二項、第四十四條から第四十九條まで及び第五十條第二項から第四項までの規定は、登録外国試験業者について準用する。この場合において、第四十三條第二項中「前項」とあり、及び第四十四條第一項中「前條第一項」とあるのは「第五十四條」と、第四十九條中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第五十條第二項中「前項」とあるのは「第五十五條第一項又は第二項」と、「一週間前」とあるのは「二週間前」と、同條第四項中「第一項」とあるのは「第五十五條第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（登録外国試験業者の試験所における検査に要する費用の負担）
第十五条 法第五十五條第三項の政令で定める費用は、農林水産省又はセンターの職員二人が同條第一項第五号の検査のため当該検査に係る試験所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、出張する職員が給与法第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、農林水産省令で定める。

（登録外国試験業者の登録の有効期間）
第十六条 法第五十六條において準用する法第四十五條第一項の政令で定める期間は、四年とする。

（登録外国試験業者の登録更新手数料）
第十七条 法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十三條第一項の政令で定める額は、三万千円（電子申請による場合にあつては、三万七千円）に、農林水産省又はセンターの職員二人が法第五十六條において準用する法第四十五條第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る試験所の所在地に出張するのに要する旅費の額（第三項において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。
2 前項に定める額の手数を納付して法第五十六條において準用する法第四十五條第一項の登録の更新（以下この項において「業者登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に当該業者登録の更新に係る業者登録以外の他の業者登録に係る業者登録の更新を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る業者

（登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）

第十四条 前條の規定は、令第十五條の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前條第一号及び第三号中「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

（登録外国試験業者の登録の更新に係る準用）
第十五条 第四條の規定は法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十三條第一項の登録の更新の申請について、第五條の規定は法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十三條第一項の農林水産省令で定める区分について、第六條の規定は法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十四條第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。

（登録外国試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）
第十六条 第八條の規定は、登録外国試験業者（法第五十五條第一項に規定する登録外国試験業者をいう。以下同じ。）の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、第八條中「第四條第二項第二号（イ及びニを除く。）」（前條において準用する場合を含む。）とあるのは、「第十二條において準用する第四條第二項第二号（イ及びニを除く。）」又は第十五

第三節 登録標章の保護

(登録標章等を付することの禁止)

第五十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、試験等に係る証明書に登録標章を付してはならない。

- 一 登録試験業者が、第四十二条の規定に基づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合
- 二 登録外国試験業者が、第五十三条の規定に基づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合
- 三 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等に登録標章を付してはならない。
- 四 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る証明書に登録標章と紛らわしい標章を付してはならない。

(登録標章等の付してある証明書を用いた農林物資の輸入)

第五十八条 輸入業者は、登録標章又はこれと紛らわしい標章の付してある試験等に係る証明書を用いて、その輸入に係る農林物資を譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない。ただし、当該登録標章が第四十二条又は第五十三条の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化

(取扱業者が守るべき表示の基準)

- 3 登録の更新に係る法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、一万七千円とする。
- 3 第七条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

条において準用する同号（イ及びニを除く。）と読み替えるものとする。

(登録外国試験業者の地位の承継の届出)

第十七条 第九条の規定は、法第五十六条において準用する法第四十六条第二項の規定による届出について準用する。

(登録外国試験業者の試験所の変更の届出)

第十八条 第十条の規定は、法第五十六条において準用する法第四十七条第一項の規定による届出について準用する。

(登録外国試験業者の業務の休廃止の届出)

第十九条 第十一条の規定は、法第五十六条において準用する法第四十八条第一項の規定による届出について準用する。

第五十九条 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるもののうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあった後速やかに、その品質に関する表示について、その取扱業者が守るべき基準を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により品質に関する表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る農林物資の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

5 第三条第二項並びに第九条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項の場合について、同条第二項から第五項までの規定は第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項から第四項までの規定中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項中「その改正について審議会の審議に付さなければ」とあるのは「その改正をしなければ」と、同条第五項中「主務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

(品質に関する表示の基準の遵守)

第六十条 取扱業者は、前条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

(表示に関する指示等)

第六十一条 第五十九条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない取扱業者があるときは、内閣総理大臣又は主務大臣(内閣府令・主務省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣)は、当該取扱業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

2 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示(第一号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・主務省令で定める表示の方法に係るものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 主務大臣

二 主務大臣 内閣総理大臣

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができ。

4 主務大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

第六十二条 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

(指定農林物資に係る名称の表示)

第六十三条 何人も、日本農林規格(第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。)において名称が定められている農林物資であつて、当該名称が次に掲げる農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの(以下「指定農林物資」という。)については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

一 当該日本農林規格において定める品質とは異なる品質の他の農林物資

二 当該日本農林規格において定める生産行程とは異なる生産行程により生産される他の農林物資

三 当該日本農林規格において定める流通行程とは異なる流通行程により流通される他の農林物資

2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 輸入業者は、指定農林物資に係る日本農林規格による格付の表示が当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されておらず、かつ、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示が付してある農林物資(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。)でその輸入に係るものを販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列してはならない。

(名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資)

第十八条 法第六十三条第一項の政令で指定する農林物資は、次のいずれかに該当する飲食料品とする。

一 第二条第一項に規定する農産物

二 第二条第二項に規定する畜産物

三 専ら第一号に掲げる農産物又は前号に掲げる畜産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品(主務大臣が定める基準に適合するもの限り、酒類を除く。)

令和七年十月一日から第十八条第一項第三号中「飲食料品(主務大臣が定める基準に適合するもの)に限り、酒類を除く。」を「飲食料品(主務大臣が定める基準に適合するものに限る。)」に改める。(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和四年政令第二百七十九号)第三条関係)

(名称の表示の除去命令等)

第六十四条 主務大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。

第六章 雑則

(立入検査等)

第六十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認証機関若しくはその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、認証に関する業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、格付(格付の表示を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。)、外国格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付、外国格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験業者若しくはその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者に対し、試験等に関する業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

4 内閣総理大臣又は主務大臣(第六十一条第一項の内閣府令・

主務省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣（は、この法律の施行に必要な限度において、第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、品質に関する表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。）

5 主務大臣は、第六十八条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の表示を行った者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。）

6 前各項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならぬ。

7 第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 次の各号に掲げる大臣は、第四項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

- 一 内閣総理大臣 主務大臣
- 二 主務大臣 内閣総理大臣

（センターによる立入検査等）

第六十六条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認証機関又はその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者の事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。）

2 農林水産大臣は、前条第二項の場合において必要があると認めるときは、センターに、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場、店舗、

（法第六十五条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）
第七十九条 法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第十三号による。

- 事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付、外国格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 3 農林水産大臣は、前条第三項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録試験業者又はその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者の試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 4 農林水産大臣は、前条第四項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、センターに、第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほか、工場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 5 農林水産大臣は、前条第五項の場合において必要があると認めるときは、センターに、第六十八条第一項の表示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほか、工場、店舗、試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 6 農林水産大臣は、前各項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
- 7 センターは、前項の指示に従って第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

(センターの行う立入検査及び質問の結果の報告)
 第二十条 法第六十六条第七項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- 一 立入検査又は質問を行った登録認証機関、認証品質取扱業者(法第十条第五項に規定する認証品質取扱業者をいう。)、認証生産行程管理者(同項に規定する認証生産行程管理者をいう。)、認証流通行程管理者(同項に規定する認証流通行程管理者をいう。)、認証小分け業者(法第三十七条第一項第四号に規定する認証小分け業者をいう。)、認証輸入業者(法第三十七条第一項第五号に規定する認証輸入業者をいう。)、認証外国格付表示業者(法第十二条の二第二項に規定する認証外国格付表示業者をいう。)、認証方法取扱業者(法第三十八条第一

8 農林水産大臣は、第四項の規定による立入検査又は質問について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

9 第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問については、前条第六項及び第七項の規定を準用する。

(センターに対する命令)

第六十七条 農林水産大臣は、前条第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等)

第六十八条 主務大臣は、事実と相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該表示を行った者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その旨を公表することができる。

(主務大臣に対する申出)

第六十九条 何人も、次に掲げる場合には、主務省令で定める手続に従い、その旨を主務大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

一 格付の表示を付された農林物資（その包装、容器又は送り

項第一号に規定する認証方法取扱業者をいう。）、登録試験業者、法第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者（法第十条第一項に規定する取扱業者をいう。以下この号において同じ。）、指定農林物資の取扱業者又は法第六十八条第一項の表示を行った者の氏名又は名称及び住所

二 立入検査又は質問を行った年月日

三 立入検査又は質問を行った場所

四 立入検査又は質問に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法若しくは試験等の方法の区分

五 立入検査又は質問の結果

六 その他参考となるべき事項

(法第六十六条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書)

第二十一条 法第六十六条第九項において準用する法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第七号による。

(主務大臣に対する申出の手続)

第八十条 法第六十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもってしなければならない。

一 申出人の氏名又は名称及び住所

二 申出に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法若

状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）又は適合の表示に係る農林物資の取扱い等の方法が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

二 第十二条の二第一項又は第二項の規定により国内において外国格付の表示を付された農林物資（その包装、容器又は送り状に外国格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）又はその包装、容器若しくは送り状に当該外国格付の表示に係る格付の表示が付されていないと認めるとき。

三 登録標章を付された証明書に係る試験等の方法が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

四 指定農林物資に係る名称の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されると認めるとき。

五 事実に相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第三十九条、第五十条、第五十五条、第六十四条又は前条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

（内閣総理大臣又は主務大臣に対する申出）

第七十条 何人も、飲食品以外の農林物資の品質に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・主務省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は主務大臣（当該農林物資の品質に関する表示が適正でないことが第六十一条第一項の内閣府令・主務省令で定める表示の方法に係るものである場合にあつては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 内閣総理大臣又は主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第五十九条及び第六十一条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

（日本農林規格の活用を図るための施策）

第七十一条 国及びセンターは、取扱業者による創意工夫を生かした日本農林規格の活用が図られるよう、日本農林規格に関する制度の普及に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国及びセンターは、規格に関する

しくは試験等の方法の区分

三 申出の理由

四 申出に係る取扱業者又は試験業者（法第四十二条に規定する試験業者をいう。）の氏名又は名称及び住所

五 申出に係る農林物資の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

啓発及び普及、規格に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保、規格に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(同等性の承認を得るための施策等)

第七十二条 国は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第四十三条第二項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体が農林物資の種類及び外国を指定して同等性の承認を得るための交渉を行うべき旨及びその理由を申し出た場合には、当該交渉その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、第二条第二項各号に掲げる事項を国際的に統一するための基準(以下この条において「国際標準」という。)に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画及び日本農林規格を国際標準とするための活動に関する業務に従事する者への支援を通じて、日本農林規格が国際標準となるよう努めなければならない。

3 国立研究開発法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。次項において同じ。)、大学及び事業者は、国際標準に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画及びその他の日本農林規格を国際標準とするための活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、日本農林規格を国際標準とすることに關する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、日本農林規格を国際標準とすることに關する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めなければならない。

4 国、国立研究開発法人、大学、事業者その他の関係者は、日本農林規格を国際標準とすることに關する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第七十三条 内閣総理大臣は、飲食品以外の農林物資の品質に關する表示の適正化を図るため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(食品衛生法等の適用)

第七十四条 この法律の規定は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の適用を排除するものと解してはならない。

(主務大臣等)

第七十五条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、酒類に係る日本農林規格、酒類に係る日本農林規格による格付の表示、酒類に係る認証を行う登録認証機関及び登録外国認証機関、酒類に係る認証を受けた認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者、認証外国生産行程管理者及び認証外国小分け業者、酒類に係る外国格付の表示、指定農林物資（酒類に限る。）並びに酒類に係る日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任等)

第七十六条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長が行うこととすることができる。

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十九条 法第七十六条第一項の政令で定める権限は、法第五十九条第一項、第三項及び第四項並びに第七十三条の規定による権限とする。

(権限の委任)

第二十条 法に規定する財務大臣の権限（法第三条第一項及び第四項並びに第四条（これらの規定を法第五条において準用する場合を含む。）、第六条並びに第九条第一項から第四項までに規定するものを除く。）は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

(都道府県又は指定都市が処理する事務)

第二十一条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第七十六条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第三号から第六号までに掲げる事務（第三号から第五号までに掲げる事務にあつては、法第六十一条の規定の施行に關し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第六十一条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第六十二条の規定による公表（いずれも取扱業者（法第十条第一項に規定する取扱業者をいう。以下この条において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に關する事務 次のイ又はロに掲げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 取扱業者であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（ロに規定

- する指定都市内取扱業者を除く。以下この条において「都道府県内取扱業者」という。） 当該都道府県の知事
- ロ 取扱業者であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。）の区域内のみにあるもの（以下この条において「指定都市内取扱業者」という。） 当該指定都市の長
- 二 法第六十一条第一項の規定による前号イ又はロに定める者の指示に係る同条第三項の規定による命令及び当該命令に係る法第六十二条の規定による公表に関する事務 次イ又はロに掲げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ 都道府県内取扱業者 当該都道府県の知事
- ロ 指定都市内取扱業者 当該指定都市の長
- 三 法第六十五条第四項の規定による取扱業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次イ又はロに掲げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ ロに掲げる取扱業者以外の取扱業者 当該取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- ロ 取扱業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事（都道府県知事にあつては、法第六十一条の規定により自ら行う指示又は命令に関し必要と認められる場合に限る。次号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）
- 四 法第六十五条第四項の規定による取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次イ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ 取扱業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、ロに掲げる事業者以外のもの 当該取扱業者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- ロ 取扱業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事
- 五 法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関する事務 当該立入検査又は質問に係る次のイ又はロに掲げる場所の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ ロに掲げる場所以外の場所 当該場所の所在地を管轄する都道府県知事
- ロ 指定都市の区域内の場所 当該指定都市の長及び当該指定

- 都市を包括する都道府県の知事
- 六 法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする次のイ又はロに掲げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ ロに掲げる取扱業者以外の取扱業者 当該取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- ロ 取扱業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事
- 2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は農林水産大臣に関する規定（法第六十一条第二項及び第四項並びに第六十五条第八項の規定を除く。）は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。
- 3 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第一号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第二号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第三号から第五号までに掲げる事務を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。
- 一 都道府県内取扱業者及び指定都市内取扱業者以外の取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣
- 二 指定都市の長が都道府県内取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該都道府県の知事
- 三 都道府県知事が指定都市内取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該指定都市の長
- 6 消費者庁長官又は農林水産大臣は、次の各号に掲げる取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第六十五条第四項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った結果、当該取扱業者が法第六十条の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第六十一条第一項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める者がした指示に係るものに限る。）をとつて

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第二項の規定により国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

- 7 いないと思料するときは、その旨を当該取扱業者の区分に応じ当該各号に定める者に通知しなければならない。
- 一 都道府県内取扱業者 当該都道府県の知事
 - 二 指定都市内取扱業者 当該指定都市の長
- 8 消費者庁長官又は農林水産大臣は、法第七十条第二項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事又は指定都市の長が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事又は指定都市の長に通知しなければならない。
- 9 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第六号に掲げる事務のうち法第七十条第二項の規定による調査を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。
- 一 都道府県知事が指定都市内取扱業者に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該指定都市の長
 - 二 指定都市の長が都道府県内取扱業者に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該都道府県の知事
 - 三 前二号に掲げる場合以外の当該調査を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣
- 10 第一項ただし書の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事若しくは指定都市の長が同項第三号から第六号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(農林水産大臣の権限の委任)

第八十一条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

- 一 法第六十一条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第六十二条の規定による公表（いずれも取扱業者であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（令第二十一条第一項本文の規定により都道府県知事及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。） 当該地方農政局の長
- 二 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該登録認証機関の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。次号から第十号まで及び第十四号から第十六号までにおいて同じ。）

- 三 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関とその業務に
関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の
要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政
局長
- 四 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関又はその登録
認証機関とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検
査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する
地方農政局長
- 五 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生
産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸
入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者又は指定農
林物資の取扱業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求
当該認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管
理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者
、認証方法取扱業者又は指定農林物資の取扱業者の主たる事務
所の所在地を管轄する地方農政局長
- 六 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生
産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸
入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者又は指定農
林物資の取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対す
る報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務
所の所在地を管轄する地方農政局長
- 七 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生
産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸
入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者若しくは指
定農林物資の取扱業者又はこれらの者とその事業に関して関係
のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質
問の場所の所在地を管轄する地方農政局長
- 八 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者（法第四十四
条第二項第二号に規定する登録試験業者をいう。以下同じ。）
に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該登録試験業者
の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
- 九 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者とその業務に
関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の
要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政
局長
- 十 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者又はその登録
試験業者とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検
査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する
地方農政局長
- 十一 法第六十五条第四項の規定による取扱業者に対する報告の
徴収及び物件の提出の要求 当該取扱業者の主たる事務所の所

在地を管轄する地方農政局長

十二 法第六十五条第四項の規定による取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十三 法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者との事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問

十四 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十五 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十六 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

十七 法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査 当該申出の対象とする取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

(国税庁長官の権限の委任)

第八十二条 令第二十條の規定により国税庁長官に委任された権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該登録認証機関の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）

二 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長

三 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関又はその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する国税局長

四 法第六十五条第二項の規定による認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者又は指定農林物資の取扱業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求

(省令への委任)
 第七十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令（第五十九条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準に関するものについては、内閣府令・主務省令）で定める。

当該認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者又は指定農林物資の取扱業者の主たる事務所所在地を管轄する国税局長又は税務署長
 五 法第六十五条第二項の規定による認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者又は指定農林物資の取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所所在地を管轄する国税局長又は税務署長
 六 法第六十五条第二項の規定による認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者若しくは指定農林物資の取扱業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する国税局長又は税務署長
 七 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該者の主たる事務所所在地を管轄する国税局長又は税務署長
 八 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所所在地を管轄する国税局長又は税務署長
 九 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する国税局長又は税務署長

(添付書類の省略等)

第八十三条 同時に二以上の法又はこの省令若しくは農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の規定による申請又は届出（登録認証機関、登録外国認証機関、登録試験業者若しくは登録外国試験業者（法第五十五条第一項に規定する登録外国試験業者をいう。）又はこれらの登録を受けようとする者が行うものに限る。次項において「申請書」という。）の手續をする場合において、各申請書又は各届出書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書又は届出書にこれを添付し、他の申請書又は届出書にはその旨を記載してその添付を省略することができる。

2 申請等の手續において申請書又は届出書に添付すべき書類は、当該書類と内容が同一である書類を他の申請等の手續において既に提出しており、かつ、当該書類の内容に変更がないときは、申請書又は届出書にその旨を記載してその添付を省略することができる。ただし、主務大臣は、特に必要があると認められるときは、当該添付すべき書類の提出を求めることができる。

第七章 罰則

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反

(格付実績等の報告)

第八十四条 登録認証機関又は登録外国認証機関は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の認証に係る認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者の農林物資の種類ごとの格付実績又は格付の表示の実績(有機農産物、有機飼料又は有機畜産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者にあつては、認証に係るほ場の面積を含む。)、認証外国格付表示業者の農林物資の種類ごとの外国格付の表示の実績及び認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの適合の表示の実績を取りまとめ、主務大臣に報告しなければならない。

2 登録認証機関は、毎年一月末日までにその前年の格付をしたことを証する書面の発行の実績を取りまとめ、主務大臣に報告しなければならない。

(經由官庁等)

第八十五条 法又はこの省令の規定により財務大臣及び農林水産大臣に書類を提出するときは、提出する書類のうち財務大臣に提出するものを、農林水産大臣を經由して提出するものとする。

2 前項の場合において、提出する書類の部数は、正本一通及び写し一通とする。

3 法又はこの省令の規定により農林水産大臣に書類を提出するときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センターを經由して提出するものとする。

(公示の方法)

第八十六条 法及びこの省令に規定する公示は、別に定めがある場合を除き、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(証明書の交付の実績の報告)

第二十二條 登録試験業者又は登録外国試験業者は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の試験等に係る登録標章を付した証明書の交付の実績を取りまとめ、センターを經由して農林水産大臣に報告しなければならない。

行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の規定に違反したとき。
- 二 第十条第六項又は第七項の規定に違反したとき。
- 三 第十二条の二第三項又は第四項の規定に違反したとき。
- 四 本邦において第三十条第五項において準用する第十条第六項又は第七項の規定に違反したとき。
- 五 第三十七条の規定に違反したとき。
- 六 第三十八条の規定に違反したとき。
- 七 第三十九条第一項から第三項までの規定による格付の表示、外国格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違反したとき。
- 八 第四十条の規定に違反したとき。
- 九 第四十一条第一項の規定に違反したとき。
- 十 第四十一条の二の規定に違反したとき。
- 十一 第五十七条の規定に違反したとき。
- 十二 第五十八条の規定に違反したとき。
- 十三 第六十一条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 十四 第六十四条の規定による処分違反したとき。

第七十九条 第二十六条第二項又は第五十条第一項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした登録認証機関若しくは登録試験業者（これらの者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十条 第二十八条又は第五十一条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条第一項又は第五十二条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第六十五条第一項から第五項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第一項から第五項まで若しくは第六十六条第一項から第五項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十二条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合において、その違反行為をした登録証機関若しくは登録試験業者（これらの者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第二十七条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 第二十九条第二項又は第五十二条第二項の規定に違反したとき。

第八十三条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十八条（第五号から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四号に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑

二 第七十八条（第五号から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四号に係る部分を除く。）、第七十九条又は前二条

各本条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十四条 第六十七条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十八条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第一項又は第四十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十三条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚

偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者